

北信漁業協同組合 内共第2号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、にじます、やまめ、いわな、うぐい、ふな、うなぎ、おいかわ及びかじかをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、承認期間1日の遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により、承認期間1年の遊漁の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書の提出又はオンラインサービスによる方法によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模の範囲内でなければならない。

ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模
あ ゆ	竿 釣	1人1本
あゆ以外の魚種	竿 釣	1人3本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間 ただし、友釣り以外の漁具漁法は、別に公表する日から12月31日まで
にじます やまめ いわな	3月第3日曜日（浅川にあっては2月16日）から9月30日まで ただし、長野市豊野町大倉入り橋から下流の鳥居川と、山ノ内町夜間瀬橋下部堰堤から下流の夜間瀬川及び横湯川の天川橋上流の堰堤から星川橋までの区間ににじますを対象とする遊漁にあっては3月第3日曜日から翌年の3月第3日曜日の前々日までとする。

こ い う ぐ い ふ な う な ぎ お い か わ	周 年
か じ か	5月 16 日から翌年 2月末日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
(鳥居川) 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第1発電所堰堤から上流 90m 下流 90m に至る区域	周 年
(鳥居川) 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第2発電所堰堤から上流 90m 下流 90m に至る区域	周 年
(鳥居川) 上水内郡信濃町大字柏原の鳥居川第3発電所堰堤から上流 90m 下流 90m に至る区域	周 年
(鳥居川) 長野市戸隠奥社入口の組合が設置した標識から上流 全域 (森林植物園) 及び下流 200m の標識までの区域	周 年
(鳥居川) 上水内郡飯綱町大字倉井釜淵用水取水口堰堤から下流 200m の標識までの区域	10月 1日から 5月 31日まで
(鳥居川) 長野市豊野町川谷の川谷橋から下流 100m の標識までの区域	10月 1日から 5月 31日まで
(横湯川) 下高井郡山ノ内町志賀高原清水橋から上流の全区域	周 年

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
にじます・やまめ・いわな	15 センチメートル
うぐい・ふな	10 センチメートル
こい	18 センチメートル
うなぎ	30 センチメートル
おいかわ	8 センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚種	承認期間	遊漁料
あゆ	1日	1,400円
	1年	7,800円
あゆ以外の魚種	1日	1,200円
	1年	6,000円

(2) 前号の規定にかかわらず竿釣による遊漁の場合、次表左欄に掲げる者の遊漁料は、右欄に掲げるとおりとする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときは、この限りでない。

区分	遊漁料
中学生以下の者	無料
身体障害者	前項に規定する額の2分の1に相当する額

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁する場所において漁場監視員にすることができる。

- (1) 上水内郡飯綱町大字牟礼 936-2 北信漁業協同組合事務所
- (2) 前号に掲げる場所のほか、組合が指定し掲示した場所

3 前項の規定にかかわらず、竿釣による遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインサービスにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所（承認期間が1年間の遊漁承認証に限る。）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の返戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

(行政庁の認可日 令和 5 年 (2023) 12 月 1 日)